

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA県B団体（現在は、C団体A県本部）における資格喪失日に係る記録を昭和32年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を31年5月から同年9月までは5,000円、同年10月から同年12月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月1日から29年10月1日まで
② 昭和31年5月1日から32年1月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A県B団体で勤務した申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和28年6月1日から32年8月31日までは、A県B団体の臨時職員であったが、その後は正職員として勤務したと記憶しており、実際、29年10月1日から31年5月1日までは、当該事業所における厚生年金保険の加入記録もあることから、その前後の申立期間①及び②の期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、C団体A県本部から提出された職員台帳から、申立人は、A県B団体に継続して勤務していたことが確認できる上、同本部は、申立人について、「職員台帳によると、身分の変動はなかったと思われ、申立人の勤務は継続していたと思われる。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間②も継続してA県B団体に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人及び同僚の健康保険厚生年金事業所別被保険者名簿の記録から、昭和31年5月から同年9月までは5,000円、同年10月から同年12月までは6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間②に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和31年5月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、C団体A県本部から提出された職員台帳及び同本部からの回答により、申立人が昭和28年6月にA県B団体D支所に臨時職員として採用され、申立期間①当時、同支所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が申立期間①当時、A県B団体D支所において一緒に勤務したとしている同僚は、「私は、昭和29年に高校を卒業した後、少しの期間において、A県B団体D支所に就職した。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該同僚は、同支所において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間①当時、A県B団体D支所では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月20日から同年5月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和52年4月20日ころに、A社C営業所から同社D営業所へ転勤したが、退職しておらず、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び同社の回答書から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和52年5月1日にA社C営業所から同社D営業所へ異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和52年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

新潟厚生年金 事案 908 (事案 351 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 31 日から 45 年 4 月 15 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入した記録が無い旨の回答を受け取った。

私は、昭和 43 年 8 月 26 日に A 社に入社し、51 年 2 月 25 日に退職するまで、同社で継続して勤務していた。

当時の給与明細書等は既に処分したが、厚生年金保険料が給与から控除されていた記憶がある。

以前、同様の申立てを行ったところ、申立期間について、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取ったが、今回、私が A 社に継続して勤務していたことを義姉が証言しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間においても、引き続き、A 社に勤務し、同社敷地内に居住していたとしているところ、申立人の戸籍の附票により、別の住所地に居住していたことが確認できる上、同社の事業主は、「申立人は自己都合で退職し、その後再就職したと思う。」と証言しており、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認・標準報酬決定通知書の記載から、申立人は、昭和 44 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失し、45 年 4 月 15 日に当該資格を再取得していることが確認できることに加え、申立人の同社に係る雇用保険の記録と社会保険事務所の記録が一致することから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことを証言する人物として、その義姉の名前を挙げている上、昭和50年5月に、B市商工会から永年勤続従業員として表彰された際に授与された表彰状を提出しているところ、上記義姉の証言内容及び同商工会が保管する永年勤続従業員表彰の推薦書の記載内容から、申立人は申立期間当時、同社に継続して勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認・標準報酬決定通知書（A社が申立人の被保険者資格再取得時に社会保険事務所に提出）の「標準報酬月額」欄に記載されている金額は、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（同社が申立人の被保険者資格喪失時に社会保険事務所に提出）の同欄に記載されている金額に比して、5等級低下していることが確認できることから、申立期間当時において、申立人がA社に勤務していたとしても、申立人に係る雇用形態に何らかの変更が生じたことがうかがえる。

このほか、申立人提出の資料等においても、厚生年金保険料の控除をうかがわせる事情は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月から 40 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 9 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、社会保険事務所（当時）に記録の照会を行ったところ、加入記録が無い旨の回答を受け取った。

A社には、高校を卒業後1年経過した夏ごろから26歳の夏まで勤務しており、厚生年金保険加入期間が4か月しかないのは納得できないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により申立期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できる複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記同僚のうちの1人は、「昭和40年の春に、申立人が社長にかけあって、申立人と一緒に何人かが厚生年金保険に加入した。」と証言しているところ、オンライン記録から、同社において、申立人と同様、昭和40年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が、上記同僚のほかに5人確認できる。

また、複数の元同僚は、「厚生年金保険に加入したのは、入社してから数年間経過後であった。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間①当時、A社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録には、申立期間①において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

- 2 申立期間②について、オンライン記録から、A社に厚生年金保険被保険者資格を申立期間②後である昭和43年9月に喪失したことが確認できる同僚は、「申立人は、昭和40年の夏ごろには退社したと記憶している。」と証言している上、他の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態に関する具体的な証言を得ることができない。

また、オンライン記録及び国民年金の特殊台帳から、申立人は、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年10月1日に国民年金に加入し、申立期間②のうち、41年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①及び②当時における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月29日から同年10月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、国民学校を卒業後、昭和20年4月5日に同級生3人とA社（現在は、B社C事業所）に就職した。

終戦後の昭和20年10月ごろに家業を継ぐつもりで退職したが、同じころに退職した他の同級生のA社における厚生年金保険資格喪失日が同年10月であるのに、私の資格喪失日だけが同年8月29日となっている。

私がA社を退職したのは、他の同級生と同じ昭和20年の10月ごろであるはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間当時における申立人に関する具体的な証言は得られず、申立期間における申立人の勤務実態が確認できない。

また、B社C事業所は、「地震により被災した社屋の立替えの際に、古い資料の大部分を廃棄してしまったために、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の喪失を確認できる資料が残存していない。」と回答しているため、申立人の申立期間におけるA社での勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社を退職した時期は、国民学校の同級生の同僚と同じ昭和20年10月ころである。」と主張しているが、その同僚3人のうち照会することができた1人は、「終戦後、昭和20年8月か9月ごろに、A社から自

宅待機を言い渡された。その後、同年10月ごろに、同社から退職手続に来るようとの葉書が届き、同社に出向いたことを記憶している。ただ、自宅待機を言い渡され実家に帰ったときやその後、同社に出向いた際に、申立人と一緒であった記憶は無い。」と証言しており、申立人が、「家業を継ぐために同社を退職した。」と申し立てていることを考え合わせると、申立人と同僚は、同社を退職した経緯が異なっていることがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 15 日ごろから同年 6 月 15 日ごろまで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の裁定請求手続に行った時、A社
B工場(現在は、C社)に勤めていた申立期間が、厚生年金保険被保険者期
間となっていないことが分かった。

A社B工場に入社した当時は、ベルトコンベアで送られてくるビニール製
のコップを整理する作業に従事し、その後は、テレビの枠作りやビニールホ
ースを作る作業をしていた。

勤めていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間
として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における勤務に関する具体的な主張は、オンライン記録
から、申立期間当時、同工場において厚生年金保険に加入していたことが確認
できる複数の従業員が証言する内容と一致する上、申立人が同社を退職後に勤
務したD社が保管している人事記録から、申立人が、昭和 38 年 4 月ごろから
同年 5 月ごろまで、同工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社B工場に、昭和 38 年 3 月 15 日に入社した。」
と申し立てているところ、オンライン記録から、A社B工場において、昭和
38 年 3 月 14 日から同年 3 月 18 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取
得している従業員 4 人はいずれも、「申立人がA社B工場に勤務していたかど
うか記憶が無い。」と証言している。

また、C社は、「申立期間当時の勤務実態に関する資料が保管されていない
ため、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明
である。」と回答していることから、申立人のA社B工場における勤務期間及

び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 4 日から同年 5 月 10 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、一部の期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、記録が確認できないとの回答を受け取った。

実際は、申立期間中もA社に勤務し、給与から毎月、厚生年金保険料を控除されていたと母親から聞いているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、友人の紹介でA社に勤務した。」と申し立てているところ、当該友人は、「期間は明確でないが、申立人と数か月間一緒にA社で勤務した。」と証言しており、事実、オンラインの記録から、当該友人が、A社において、申立期間中に厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時、中学校卒業直後に当事業所に入社してきた従業員については、すぐに社会保険に加入させていた一方で、公共職業安定所のあっせんによる入社や知人の紹介で入社した場合で、かつ、業務未経験者の場合は、3か月間程度の試用期間を設け、その間は、社会保険には加入させなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人はA社に中途入社したことが確認できるところ、申立期間中に、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる従業員（中途採用で入社）のうちの3人は、「入

社時に当時の社長から3か月程度の試用期間があると言われたことを記憶している。」「試用期間があったのかもしれない。」「入社から厚生年金保険の加入まで期間が空いている。」とそれぞれ回答している。

これらを総合的に判断すると、A社は申立期間当時、中途入社した従業員を、入社してから試用期間として相当期間経過後、厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

また、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記載から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和39年5月10日であることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっており、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していることがうかがえる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。